

## 滋賀県消費生活センター会計年度任用職員(消費生活相談員)募集要項

1 募集人員 消費生活相談員 1名程度

2 職務内容

- (1)消費生活相談業務
- (2)全国消費生活相談情報ネットワークへの情報入力業務
- (3)消費者事故等の状況および動向把握に関する業務
- (4)出前講座等による消費者啓発・消費者教育業務
- (5)その他、消費生活センター所長が必要と認める業務

3 募集内容

- (1)応募締切 令和7年2月19日(水)17時まで
- (2)選考日程 令和7年2月24日(月・祝)、2月28日(金)のいずれか1日  
9:30～9:45 受付  
9:45～10:00 勤務条件説明等  
10:15～ 口述試験(面接)

※試験日は消費生活センターで指定させていただきますが、  
希望がある場合は応募時に申し出てください。

(3)選考場所 滋賀県消費生活センター 彦根市元町4-1

(4)選考方法 小論文試験(選考当日持参)および口述試験(面接)

※小論文は、「中核センターとしての滋賀県消費生活センターに求められる役割と、その中であなたが消費生活相談員として目指すもの」について、あなたの考えを800字以内でまとめたもの(様式任意)を選考当日に提出願います。

(5)年齢・学歴 不問

(6)必要な資格

消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の3第1項に規定する登録試験機関が実施した消費生活相談員資格試験に合格した方(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)(景表法等改正等法)附則第3条の規定により合格した方とみなされた方を含む。)であること

※上記合格した方とみなされた方(みなし合格者)とは、平成28年4月1日時点において実務経験が通算1年以上ある方のうち、ア①～③のいずれかの資格を有し、イ①、②のいずれかに該当する方

ア① 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

② 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

③ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

イ① 平成23年4月1日～平成28年3月31日の期間に実務経験が通算1年以上ある方

② 上記イ①には該当しないが、指定講習会の課程を修了している方

(7)その他

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

#### 4 勤務条件

##### (1) 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員

##### (2) 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、勤務成績が良好な場合、再度の任用を行うことがあります。

##### (3) 就業場所 滋賀県消費生活センター(彦根市元町4-1)

JR彦根駅から徒歩7分(マイカーによる通勤も可)

##### (4) 勤務日・休日

勤務日 週4日(31時間)

休日 土曜・日曜・祝日・年末年始、および火曜から木曜までのうち1日

##### (5) 勤務時間

8時30分～17時15分(休憩時間)1時間 7時間45分勤務

##### (6) 報酬等

月額 157,808円(下限)～216,547円(上限) 当月21日払い

※学歴、就業歴等を加味して基本給を決定します。

例えば、大学4年卒後に企業等で正社員として10年間勤務した32歳の人で月額208,635円となります。また、大学4年卒後に企業等で正社員として8年勤務し、その後15年間在家庭の45歳の人で月額214,226円となります。

※賞与は年2回、期末手当および勤勉手当として年間4.6月分(各期2.3月分)を在職期間に応じて支給します。(在職期間を踏まえると採用初年度は年間2.99月分となる見込みです。)

※報酬、賞与については、正規職員の給与改定に準じて改定を行う場合があります。

※また、一定の経験を積み「指定消費生活相談員」に指定された者は、報酬額の上限が上記よりさらに引き上げられます。詳しくはお問い合わせください。

##### (7) 通勤に要する経費

県規則に準じて支給

##### (8) 社会保険等

地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償

##### (9) その他業務についての補足

- ① 国民生活センターや県センター等が実施する相談員研修に参加してスキルアップが図れます。
- ② 相談員としての勤務経験がない方は、一定の研修期間を設定し、経験豊富な相談員の支援が受けられます。

#### 5 選考当日持参するもの

- ・履歴書(滋賀県指定の様式、写真貼付)
- ・上記3(6)の資格を証する書類(正本必須。選考当日に複写した上、正本をお返しします。)
- ・小論文(上記3(4)で指定するテーマにより800字以内で作成したもの)(様式は任意)
- ・筆記用具

## 6 応募方法

令和7年2月19日(水)までに、ハローワーク(公共職業安定所)で必要な手続きを取っていただくか、下記連絡先まで電話で応募してください。

## 7 連絡先

滋賀県消費生活センター 担当:大橋

電話番号:0749-27-2234

受付時間:8時30分~17時

ただし、土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。